

議案第 145 号

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「6 月」を「3 年」に改める。

(伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(介護休暇取得者の給与)

第 21 条の 2 勤務時間条例第 16 条第 1 項に規定する介護休暇の許可を受けた職員には、6 月を超える介護休暇期間の間は、いかなる給与も支給しない。

(伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「休職月等」の次に「及び伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 46 号）第 16 条第 1 項に該当するものとして認められた介護休暇期間のうち 6 月を超える期間で現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。